

史料紹介と研究

賀茂氏人花押考

——左衛門大夫長頭の場合

金子 拓

はじめに

佐藤進一氏は花押を次のように定義する。「自署の代りに用いられる記号もしくは符号」であり、「自分と他者を区別する筆跡の個別独自性を顕示し」「本人たることを証示する」ものである^①。こうした特性ゆえ、歴史研究の場において、花押は、歴史的人物を特定するために有効な史料となる。また、特定の個人が用いる花押は、その個人の加齢や立場の変化により形を変えることがある。これらを比較検討し時代順に整理する、いわゆる花押編年の研究により、その人物の歴史的位置づけを明らかにすることが可能となり、花押は年次未詳文書の年次比定の材料ともなる。

さて、小稿で考察するのは、賀茂別雷神社氏人（以下単に氏人とする）の花押である。

氏人たちは、氏人集団間で寄合を開き、そこで取り決められたことながら後代のために文書として残し置く必要が生じたとき、置文という文書を作成して互いに誓約した。置文は、原則的に氏人惣中の構成員全員が署判するものであり、内容によっては一部の氏人のみが署判するものもあった。

置文への署判は官途名もしくは大夫名と花押が基本であり、諱は記されない。賀茂別雷神社文書を分析し、氏人の活動を明らかにするためには、官途名乗りから諱を特定するに越したことはなく、この意味で置文は、作成時点での氏人の構成や、官途名乗りと花押の結びつきがわかるといふ大きな意義があるものの、氏人の人名比定という検討作業のためには不十分であると一言わざるをえない。

氏人の花押から諱を特定することは、前述のように年次未詳の文書の年次比定に裨益する。賀茂社の研究に即せば、これにより役職などに就いた氏人の活動の輪郭がよりはっきりし、賀茂社の神事・経営のみならず、氏人惣中の活動を明らかにするための一助となり、さらにそれと関連する政治権力の動向をつかむことも可能になるかもしれない。

以下小稿では、氏人花押の人名比定についての一方法を示したうえで、戦国期のある氏人の人名を比定する。そのうえで、彼の用いた花押を検討することにより、ひとりの氏人の活動にとって花押が持つ意味、花押の変化により判明する文書作成のあり方に考察をおよぼし、最後にひとりの人間の活動の足跡を、史料を分析することにより追いかけてゆきたい。

一 職中算用状による人名比定

まずここでは、小稿で取りあげる時期の文書を例にして、氏人の花押をもとに人名を比定するために有効な史料を提示し、検討を進めるための史料操作について論じる。

対象とするのは職中算用状である。これらが人名比定に有効であることは以前にも若干論及したことがあるのだが^②、あらためてここで具体例をあげて説明したい。

職中算用状とは、氏人惣中が月ごとに得た収入と、神事・神社経営および外部の政治権力との交渉などに費やした費用をまとめた収支報告書であり、戦国期から近世初期にかけての時期ではほぼ毎月分が伝存する。職中算用状には、目下に三名の沙汰人が連署した。また、文書の裏に評定衆・雑掌が連署した。算用状の紙背には、評定衆十五名・雑掌二名、計十七名の連署が並ぶのが通例である。署名は置文同様官途名乗りのみである。

沙汰人とは「職」とも称され、定員は三名、惣中の財務を所管した。雑掌は定員二名。渉外担当で、訴訟に際し惣中を代表して事にあたった。評定衆は定員十五名。惣中財務の監査や、寄合における評定へ参加し、惣中の重要案件を議した。須磨千頼氏は「中世末期天正十年代後半ごろ以後は、十五人

の外に沙汰人・雑掌を加えたメンバーの寄合における評議が、事実上惣中の意志を決定するものであった」とする。^③沙汰人・雑掌・評定衆の三役（史料上そのような呼称はないが、以下便宜的に三役と呼ぶ）の任期は一年であり、毎年圖で選出された。任期は二月から翌年正月までである。

三役が揃って署判する文書がほかにもある。職中恒例遣方算用状・惣中目録引付と呼ばれるたぐいの文書である。これらは毎年沙汰人が任期終わりの正月に作成し、評定衆・雑掌がやはり裏に署判する。

前者は、戦国期には職中恒例引違（引替分）算用状・職中恒例遣足算用状・職中恒例遣方引付などとも呼ばれる。この名称のものが残る天文年間（一五三二―五五）頃から、終見である万治四年（一六六一）のものまで、支出項目がほぼ固定されている。たとえば二月の「九日貴布祢参御料」、四月の「方々被_レ遣葬折代」「湯屋油代」、七月の「草花代」、十一月の「御掃除油代」、正月の「方々巻数被_レ遣時雑掌出立」などで、支出額もほとんど変わらず、一年総計一貫六〇七匁程度の支出が書き上げられている。これらの費目がなぜ職中算用状と別にされているのかは不明である。後者もまた天文年間から万治四年までのものが確認される。名称は惣中恒例引付・惣中目録引付のふたとおり。これも内容は全体を通じて次の三項目に限られる（文言は永禄七年正月二十七日付のものを引用する^④）。

① 恒例勘定銭足付灰坪二瀬町田小山郷新開子年_レ荳作也（一貫三百文）

※傍線部にはその年の干支が入る

② 年中恒例遣足祝田年貢五斗五升代五百五十文倭文庄一番二足付候（一貫八百十七文、江戸期には一貫七百六十文）

③ 職中雑掌・物書辛勞分、但茶代紙代迄同前（四貫八百文）

このように残存時期を通じて項目と額がほぼ変わらないことから、儀礼的な文書であるのかもしれない。

これら二種の算用状・引付の内容や史料性格については今後の検討課題としたいが、氏人の人名比定のうえで重要なのは、この二種における日下の沙汰人、裏の評定衆・雑掌の署判の書式が、位階・諱・花押となっているこ

とである（ただしまれに諱の記載がない年がある）。「散位〇〇（花押）」（〇は諱）といった書き方である。^⑤

すなわち、同じ任期の職中算用状の署判と職中恒例遣方算用状・惣中目録引付の署判について、花押を結節点として比較すれば、その年に三役に就いた氏人の官途・諱が判明するわけである。この方法によって花押と諱を結びつけられるのは、毎年の三役二十人の氏人に限られるのだが、まずはこれらの情報を蓄積してゆくしかないだろう。

いま述べた方法の具体例として、次章で触れる永禄六年（一五六三）（任期は翌七年正月まで）の評定衆・雑掌についての検討結果を示す。図1がその職中算用状（I-173）と、翌年正月二十七日の職中恒例遣方算用状（I-173）を軸に比較をおこなった。

職中算用状の署判が十六名分しかなく、漏れた一名（掃部頭）は十一月分の職中算用状から補った^⑥。官途名のみで花押がない者（藏人頭・大夫将監・豊福大夫）もまた八月・十一月分の職中算用状にて補い、他方で恒例遣方算用状に諱のみで花押がない者（散位保昌・散位保説）については、この二人が別の年に三役の任にあったときの恒例遣方算用状・惣中目録引付により花押と官途名・諱の一致を確認できた。

右の作業を経てなお官途名・諱の一致を確認できないのは、左衛門大夫・刑部少輔・対馬守の三名である。このうち左衛門大夫は次章で論証するように従五位上長頭に該当する。また、刑部少輔と散位季治の対応は確認できなかったものの、「賀茂祢宜神主系図」^⑦によれば、季治は刑部を官途としていたので同一人の可能性がある。残る一人、署判の位置的に同一人と目される対馬守と散位季貞の花押がまったく一致しない。系図によれば季貞は対馬を名乗っていたとあるので、同一人の可能性があるが、なぜ花押が異なるのか不明であり、対馬守・季貞については保留しておきたい。

二 氏人「藤左大」の活動と花押

十六世紀後半、戦国期の畿内三好政権下、三好氏と賀茂社との関係を考えるうえで野田泰三氏が注目した一件が、永禄六年から翌年にかけて争われた、貴布祢山の支配をめぐる賀茂社と市原野里との相論である。⁸⁾ 相論の争点や経緯については野田氏の研究を参照いただくことにして、ここで注目するのは、この相論のなかで賀茂社側の主張を三好政権側に申し入れる立場にあった氏人「藤左大」である。

野田氏による相論関係文書の紹介と登場人物の人名比定によれば、この相論に関係した氏人は、まず諱だけ挙げると、保親・高顕・長顕・高久・村久・尚顕・遠顕・保則・清昌・成理・保方・秀顕の十二名がいる。

このうち役職がわかるのは、永禄六年に比定されている文書（E-三六四）にある雑掌の保親・高顕、同じく沙汰人の高久・村久・尚顕である。また、名字・官途名がわかるのは、保親（権少）・高顕（藤治少・治少）・成理（藤木式部少輔・藤式少）・清昌（岡又八・岡又）・保方（紀伊・岡紀）・秀顕（備前・西備）である。名字の藤は藤木、岡は岡本、西は西池の略称である。

永禄六年の算用状に署判する雑掌（代）は、右にあげた保親・高顕ではなく、市正保説・左衛門大夫長顕であった。また沙汰人は掃部助尚顕が確認できる。⁹⁾

野田氏が紹介した相論関係文書中に長顕と成理の連署状が何通かある。いずれも永禄七年二月のものだと推測されている。おそらくこの連署状に対する応答の文書とみられる三好長逸内衆若槻光保書状（E-三九九）の宛名は「藤左大」「藤式少」二人であり、前記のように「藤式少」が成理であるならば、「藤左大」は長顕であることが推測される。永禄六年閏十二月二十日付の長逸内衆赤塚家清書状（A-卷子第九一〇）の宛名は「藤木式部少輔」と「藤木左衛門大夫」であり、「藤左大」が後者の略称であることは間違いない。この推測が正しければ、長顕の名字は成理と同じく藤木であることも判

明する。

「藤左大」こと藤木左衛門大夫の諱が長顕であることを花押からも確認したい。この時期に近い年で左衛門大夫が三役にみえるのは天文十九年度であり、この年も左衛門大夫は永禄六年同様雑掌（代）であった。天文二十年正月二十六日付の職中算用状にある左衛門大夫の花押と、翌二十七日付の職中年中遣方引付（前章でいうところの職中恒例遣方算用状）・惣中目録引付にある長顕の花押をくらべると、三者は合致する《図2》。以上より、（少なくともこの年の文書にみえる）左衛門大夫が長顕であることが花押からも確認できた。

この花押を基点に、それ以後に左衛門大夫の名が署判に見える置文・算用状などをまとめたのが表一である。

これらの花押を一覧すると気になるのは、同じ花押だと思われる弘治三年（一五五七）までと永禄四年以降とのあいだに挟まれた永禄三年の花押の形状が異なることである《図3》。花押の形状を言葉で表現することはむずかしいが、上部がやや似ているもの（しかし同一ではない）、下部が明瞭に異なる。ここでは弘治三年までと永禄四年以降の花押をAとし、永禄三年の型をBとして表一に示した（Aについては、弘治三年までの型《図2》と、永禄三年以降の型《図4・5》は微妙に異なるが、同一のものとみなした）。Bの花押がある文書は署名が左衛門大夫の官途名のみで、諱が長顕であることをたしかめられない。¹⁰⁾

それでは、Aを用いる左衛門大夫とBの左衛門大夫が別人かと言えば、そうではなからう。氏人の名乗りのあり方からすれば、この年だけ他の氏人に官途名を譲り、また元に戻るといことは考えられず、A・Bの形状も上部が似ているので、やはり同一人であると考えたい。そもそも永禄三年分の算用状のなかで一点のみ、左衛門大夫がAの花押を据えているものがあるから、A・Bいずれも左衛門大夫本人の花押だと考えるのが妥当である（ただしなぜこれだけAなのかは、後述するように興味深い問題をはらんでいる）。そうなると次の問題は、なぜ永禄三年度に限って、左衛門大夫長顕はそれ

文書日付	文書名	花押	目録番号	官途名・諱	肩書	
天文19年	正月26日	反別礼銭算用状	A I-5-396	左衛門大夫	雑掌	
天文20年	正月26日	職中算用状	A I-1-100	左衛門大夫	雑掌代	
	正月27日	職中年中遣方引付	A I-5-65	散位長頭		
	正月27日	惣中目録引付	A I-5-133	散位長頭		
弘治3年	正月27日	職中恒例分遣方算用状	— I-5-69	散位長頭		
	7月28日	職中算用状	— I-1-122	左衛門大夫		
	11月7日	氏人中置文	A B-1-112	左衛門大夫		
弘治4年	正月27日	職中算用状	— I-1-124	左衛門大夫	雑掌代	
	正月27日	惣中目録引付	— I-5-138	散位長頭		
永禄3年	2月	相撲算用状	B I-5-19	左衛門大夫		
	4月6日	職中算用状	B I-1-128	左衛門大夫		
	6月4日	追而分新井手算用状	A I-5-253	左衛門大夫		
	6月18日	職中算用状	B I-1-129	左衛門大夫		
	8月8日	職中算用状	B I-1-130	左衛門大夫		
	10月7日	職中算用状	B I-1-131	左衛門大夫		
	10月10日	職中算用状	— I-1-132	左衛門大夫		
	12月12日	職中算用状	B I-1-133	左衛門大夫		
	12月22日	職中算用状	B I-1-134	左衛門大夫		
永禄4年	正月26日	職中算用状	B I-1-135	左衛門大夫		
	2月7日	氏人中置文	— B-1-113	左衛門大夫		
	(2月)	井手料且算用状	A I-5-255	左衛門大夫		
永禄6年	2月晦日	職中算用状	— I-1-155	左衛門大夫		
	3月30日	職中算用状	A I-1-156	左衛門大夫		
	4月12日	氏人中置文	A B-1-114	左衛門大夫	雑掌	
	5月晦日	職中算用状	A I-1-158	左衛門大夫		
	6月晦日	職中算用状	A I-1-170	左衛門大夫	雑掌代	
	(7月)	職中算用状	A I-1-159	左衛門大夫		
	7月23日	氏人中置文	A B-1-115	左衛門大夫	雑掌	
	(8月)	職中算用状	A I-1-160	左衛門大夫		
	9月晦日	職中算用状	— I-1-161	左衛門大夫	雑掌	
	11月24日	職中算用状	A I-1-163	左衛門大夫		
	11月晦日	職中算用状	A I-1-167	左衛門大夫		
	12月29日	職中算用状	A I-1-173	左衛門大夫	雑掌代	
	永禄7年	正月27日	職中恒例遣方算用状	— I-5-73	従五位上長頭	雑掌代
		正月27日	惣中目録引付	— I-5-142	従五位上長頭	雑掌代
正月晦日		職中算用状	— I-1-175	宮内大輔	雑掌代	
2月晦日		職中算用状	A I-1-176	宮内大輔		
3月晦日		職中算用状	A I-1-177	宮内大輔		
4月晦日		職中算用状	A I-1-178	宮内大輔		
6月晦日		職中算用状	A I-1-179	宮内大輔		
6月晦日		米方算用状	A I-5-257	宮内大輔		
7月晦日		職中算用状	A I-1-180	宮内大輔		
8月晦日		職中算用状	I-1-181	見えず		
9月晦日		職中算用状	I-1-182	見えず		
10月晦日		職中算用状	I-1-183	見えず		
11月29日		職中算用状	I-1-184	見えず		
12月28日		職中算用状	I-1-190	見えず		
永禄8年	正月晦日	職中算用状	I-1-191	見えず		
	10月晦日	氏人中置文	B-1-118	見えず		

表一 左衛門大夫(宮内大輔)・長頭が署判する算用状

※花押項の「—」は署判のみで花押がないもの。

までの花押を用いず、わざわざ形を変えたのか、である。
 この年度の左衛門大夫の立場は、職中算用状への署判のあり方(裏に署判)から、評定衆であった。どうやら永禄三年二月に評定衆に選出されたとき、長頭はそれまでものから変更を加えたBに花押の形を変えたようなのである。いまのところ、花押変化の契機は評定衆への就任と考えざるをえない。立場の変化が花押変化のきっかけになるのは、花押編年の研究からも指

摘されていることである。
 ところが左衛門大夫の場合不思議なのは、評定衆から離れた翌四年二月以降、ふたたび花押をAに戻していることである。後欠のため作成日がわからないものの、冒頭に「永禄四年二月井手料職中且算用状事」と事書のある算用状の裏に、左衛門大夫がAの花押を据えている(図4)。するとBの花押は、左衛門大夫の評定衆在任期間に限定して用いられたものだったというこ

となる。なぜそのようなことをしたのか、他の氏人にも同様の例があるのかなど、いまのところ一切わからない。左衛門大夫の事例を指摘して後考をまっぴかりである。

さて、左衛門大夫が評定衆在任期間中だけBの花押を用いていたとすれば、そのなかにひとつだけAの花押がある算用状が紛れこんでいたことを思い出してほしい。六月四日付の永禄三年追而分新井手算用状である〔図5〕。永禄三年度の沙汰人三名（鶴松大夫・今石大夫・帯刀左衛門尉）と、左衛門大夫を含む評定衆とみられる十二名が署判を据えている。

ここから算用状自体の内容は永禄三年度に生じたことからの収支を報告したものであることはわかるのだが、遣方（支出）の記事を見ると、八月六日、九月十四日のように、算用状の日付以降のできごとを記したとみられる項目があるのが気にかかる。

左衛門大夫の花押がAであることから考えられるのは、この「追而分」とは、先に触れた後欠の永禄四年二月井手料職中且算用状の追加分を指すことである。とすれば、遣方中にある日付は永禄三年を指すものの、追而分算用状の作成は井手料職中且算用状以降であり、翌四年の六月四日と考えられよう。そうみなせば、長頭の花押が、永禄三年度に務めた評定衆から離れたあと、ふたたび元に戻したAであることも矛盾はない。井手料の算用状とは、野田氏が紹介した永禄三年の静原新井手相論にかかわるものであるのだろう。

文書が必ずしも日付の日に作成されたわけではないという操作は、算用状をはじめとする帳簿類には（いやそのほかの文書でも）ありえることではあるが、賀茂の算用状にもそのように操作されたものが混入しており、据えられた氏人の花押を検討することにより、右のように実際に作成された時期がある程度推測できるかもしれない。もともとこの井手料算用状の作成年次は、たまたま左衛門大夫長頭が、評定衆在任期間に花押を変えていたからわかった稀な事例ではある。

三 左衛門大夫長頭の経歴―むすびにかえて

最後に、花押から離れ、左衛門大夫長頭の経歴に注目したい。算用状の記載のみから判明するのは、表二のとおり、長頭は天文十九年度・弘治三年度・永禄六年度に雑掌（代）を務め、永禄三年度・同七年度に評定衆を務めていることである。一四〇人の氏人から鬮で選出されたにしては、運が悪い頻度である。

ただ雑掌の肩書に注意すると、算用状紙背に「雑掌」と書かれる場合と「雑掌代」と書かれる場合がある。正確には雑掌代なのだろうが、職務内容は雑掌だから、「代」を省いて書かれることもあったのだろう。ここから穿った見方をすると、「雑掌代」とは、本来鬮で選ばれた氏人が雑掌の職務を担うことができず、代わりに担当することになった者を指すのかもしれない。そうなると、無作為というわけにはゆかず、自然ある程度職務に熟達した人物に集中する傾きがあるのではないか。そしてそうした氏人の一人が長頭だったのであるまいか。

貴布祢山相論や井手相論にて三好政権との折衝が重なった永禄六から七年に、長頭は雑掌（代）について評定衆を務めている。表一を見ると、永禄六年十二月までの左衛門大夫の花押と、翌年二月以降の宮内大輔の花押が一致する（いずれもA）〔図6〕。永禄六年度最後の職中算用状（七年正月晦日付）から左衛門大夫の名が消え、それまで左衛門大夫にあった雑掌代の肩書が宮

表二 左衛門大夫長頭の職歴

年度	西暦	職務
天文19年度	1550	雑掌（代）
天文20年度	1551	
天文21年度	1552	
天文22年度	1553	
天文23年度	1554	
弘治元年度	1555	
弘治2年度	1556	
弘治3年度	1557	雑掌（代）
永禄元年度	1558	
永禄2年度	1559	
永禄3年度	1560	評定衆
永禄4年度	1561	
永禄5年度	1562	
永禄6年度	1563	雑掌（代）
永禄7年度	1564	評定衆

内大輔の右肩に付されている（いま一人の雑掌代市正は十二月も正月も変わらず）。

つまり永禄七年正月をもって、長頭は左衛門大夫か

ら宮内大輔に官途名を変えたことがわかる。職中恒例遣方算用状・惣中目録引付の位階・諱署判を見ると、弘治四年の段階では「散位長頭」だったが、永禄七年正月には「従五位上長頭」となっている。永禄六年十二月二十九日から翌七年正月二十七日までのあいだに、正式に従五位上宮内大輔の官位に叙任されたとおぼしい。永禄七年正月の職中恒例遣方算用状・惣中目録引付で従五位上の位階を記すのは長頭のほか一名だけなので、長頭はそれなりに年労を積んだ氏人であったと推測される。

ところが、評定衆を務めていた永禄七年八月の算用状以降、裏の署判から宮内大輔の名前がふつりと消えてしまう。評定衆としての署判は七月晦日付の算用状が最後となる。たとえば翌八年十月晦日付の氏人中置文を探しても、宮内大輔の名は見られない。

ここから少なくとも言えるのは、長頭が評定衆から外れたことだが、その理由として、何らかの職務を帯びて地方に下向し賀茂社を離れた、あるいは八月に入って病に倒れたり亡くなった、などが考えられよう。もし亡くなったのだとするなら、前年来の相論に文字どおり「忙殺」されてしまったからだろうかとの毒に思わずにはいられない。

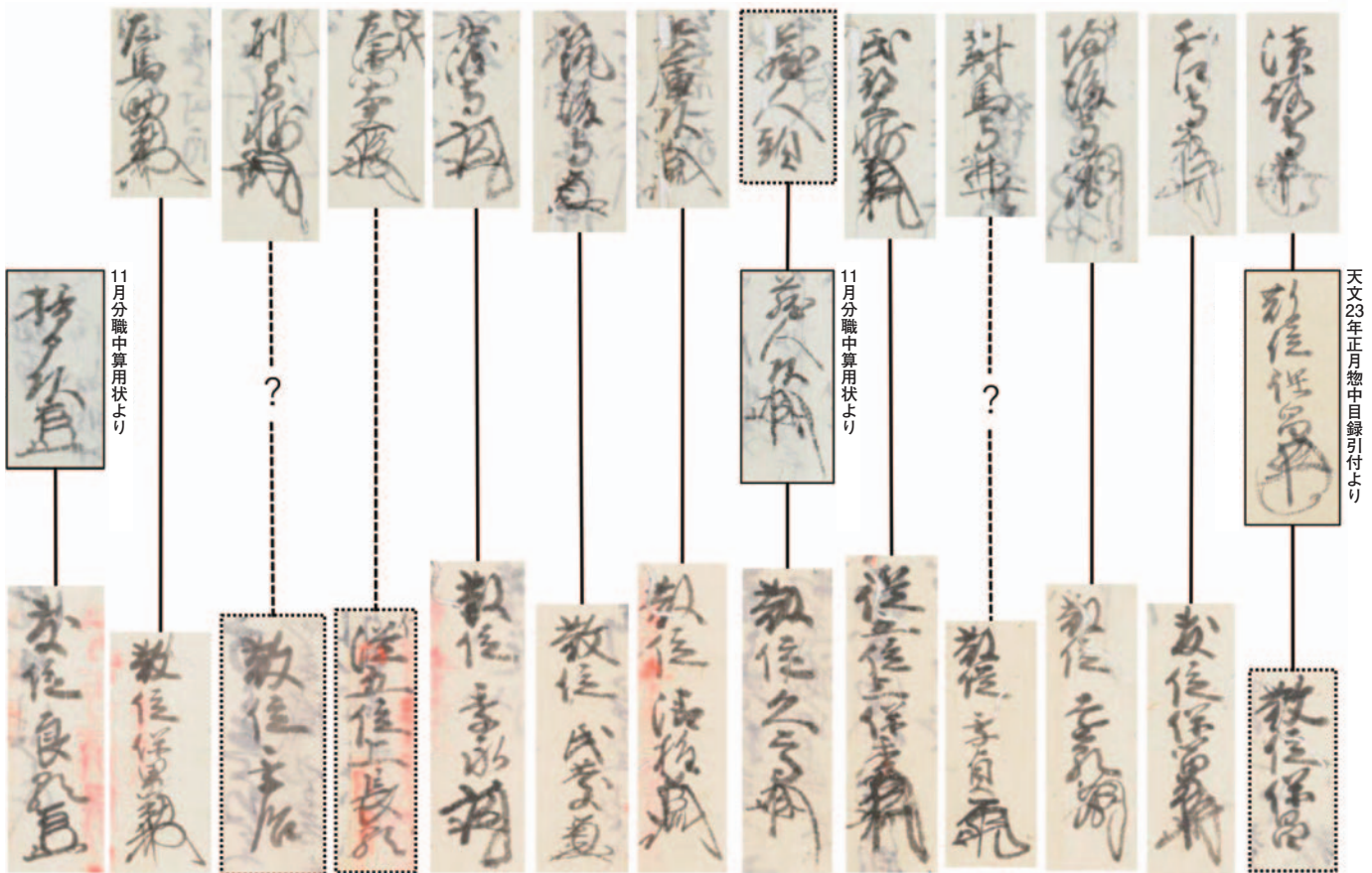
須磨氏の研究により、惣中の役職は毎年氏人のなかから鬮によって選ばれることが明らかになっている。しかし、一四〇人の人間集団のなかには、年齢やその他の事情でその任に耐えられない者も一定数含まれていたはずである。そうした者が鬮で選ばれたとしたら、先に「雑掌代」について推測したように、辞退し替わりの者がその穴を埋めたのだろうか。その場合、どのような手続きを踏んだのだろうか。あるいは、そうした者はあらかじめ被選出者からは除外されていたのだろうか。鬮といっても無作為の性質のものではなかったのだろうか。鬮とは平等性を担保するための仕掛けであり、建前にすぎなかったのではないか。そのような疑問が浮かぶけれども、内実はほとんどわかっていないのが現状である。小稿で取りあげた長頭の経歴は、いま述べたような疑問の解明に近づくための貴重な一例となるかもしれない。

註

- (1) 佐藤進一「増補花押を読む」(平凡社、二〇〇〇年)。
 - (2) 拙著『織田信長権力論』(吉川弘文館、二〇一五年) 第二部第一章。
 - (3) 以上沙汰人・雑掌・評定衆の職掌の説明を含め、須磨千頭「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について」(3)、『南山経済研究』七二(一九九二年)による。
 - (4) 賀茂別雷神社文書Ⅱ一―一五―一四二。整理番号は、京都府教育委員会編『賀茂別雷神社文書目録』(二〇〇三年)による。以下賀茂別雷神社文書の番号は、右の場合Ⅰ―一五―一四二のように表記する。
 - (5) なぜこの二種が官途名でなく諱を用い署判するのは定かではない。
 - (6) 伝存が確認されるこの任期の職中算用状は、四月を除く各月の毎月分と、来納方と称される六月十一月二十四日付・七月正月晦日付の計十三点である。
 - (7) 賀茂県主同族会所蔵。A D E A C ホームページより画像公開。以下「系図」と称するのはすべてこの「賀茂称宜神主系図」を指す。
 - (8) 野田泰三『戦国期三好氏権力の基礎的研究』平成十五・十六年度科学研究費補助金基盤研究(C2) 研究成果報告書(二〇〇五年)。
 - (9) 永禄七年正月の職中恒例遣方算用状・惣中目録引付によれば、沙汰人のうち尚頭以外の二人は「代」とある保男・久清(官途名は左馬助・左衛門佐。系図による)であり、尚頭とともに連署する高久・村久との結びつきは系図に拠っても確認できない。また、詳しい論証は省略するが、保親・高頭は翌七年の雑掌である。とすれば、六年に比定されているこの二人の連署状は七年のものである可能性が高く、そのうえで相論の経過を捉え直す必要があると思われる。この点は別稿を期したい。
 - (10) 左衛門大夫がB花押を用いた永禄三年度の恒例遣方算用状・惣中目録引付が残っており、前章でおこなった官途名と諱を花押で結びつける論証ができない。
 - (11) 永禄三年六月四日の日付と操作されて作成された可能性も皆無ではないが、永禄四年二月作成算用状の「追而分」ならば同年六月とみなしたほうが自然だろう。
- 【付記】本稿は二〇二一年度東京大学史料編纂所特定共同研究「賀茂別雷神社文書の調査・研究」、および東京大学ヒューマニティーズセンター公募研究A「賀茂別雷神社文書から見る日本戦国時代の政治と文化」(二〇一九―二〇二〇年度)による研究成果の一部である。また、筆者が國學院大学大学院文学研究科において開講している「日本史研究」ゼミの賀茂別雷神社文書講読にて、八月十七日付若槻光保書状(M三七号)を読んださいに着想を得た。この文書は宛名が「藤左太(大)」である。講読担当の高塚真之氏(國學院大学大学院生)は、花押に拠らない考証により、これを長頭と推定されたことを申し添えておく。

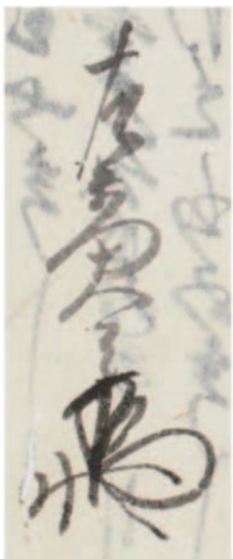
永禄6年12月29日算用状紙背

文書奥→

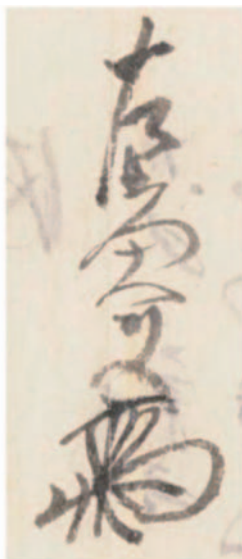


永禄7年正月27日職中恒例遣方算用状紙背

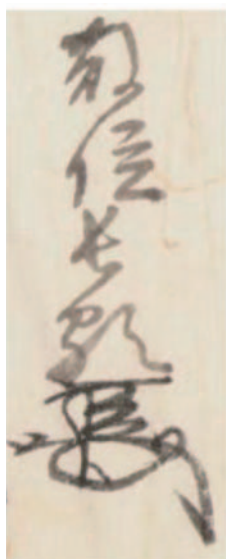
文書奥→



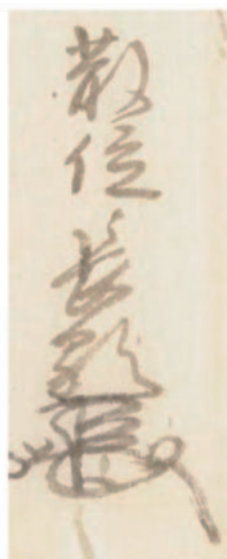
永禄3年12月12日付職中算用状



永禄3年2月付相撰算用状



天文20年正月惣中目録引付



天文20年正月職中遣方引付



天文20年正月職中算用状

図3 永禄3年度の左衛門大夫の花押 (B)

図2 天文20年正月の左衛門大夫・長頭の花押

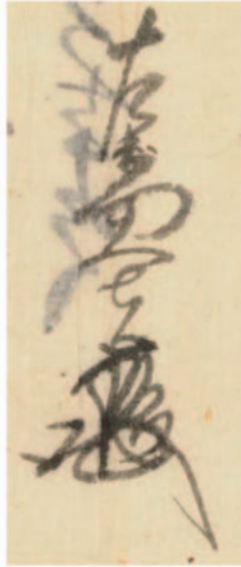


図4 永禄4年2月井手料職中且算用状の左衛門大夫花押 (A)

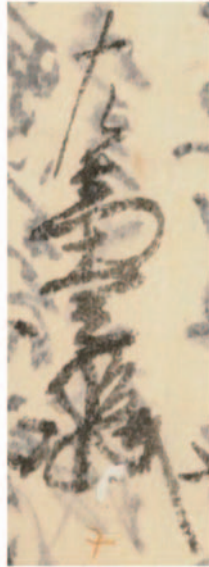


図5 永禄3年追而分新井手算用状の左衛門大夫花押 (A)

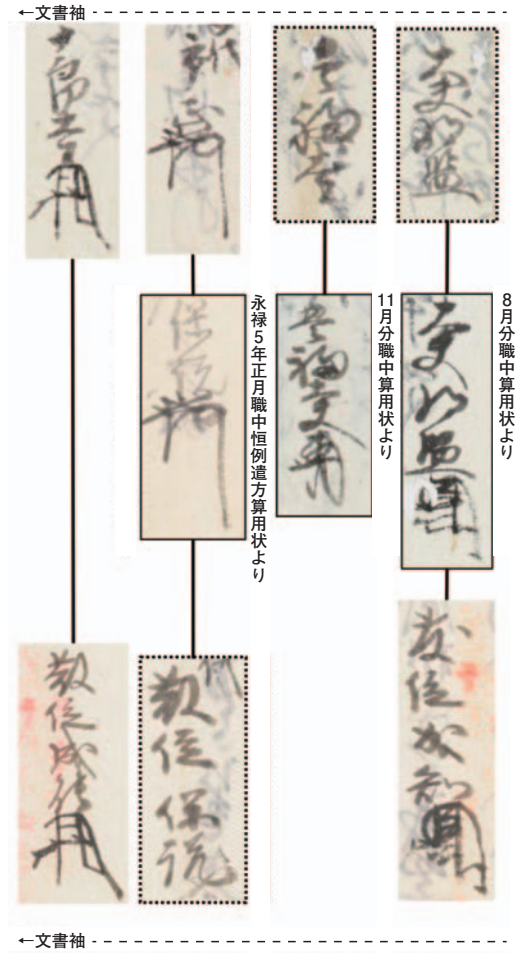


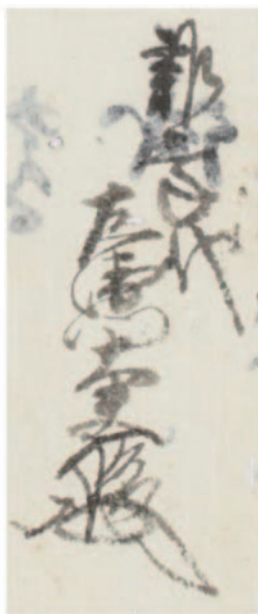
図1 永禄6年度賀茂社雑掌・評定衆の花押



永禄7年2月晦日付職中算用状



永禄7年正月晦日付職中算用状



永禄6年12月29日付職中算用状



図6 永禄6・7年の左衛門大夫・宮内大輔花押 (A)